

# いじめ防止基本方針



## 基本姿勢

- 1 全教育活動を通じて道徳教育，体験活動を充実する。
- 2 日常の観察，教育相談，諸調査を計画的に実施する。
- 3 いじめの予防，早期発見，発生時の対応を組織的に推進する。
- 4 警察，児童相談所等に対し適切に相談，通報する。
- 5 いじめ防止に係る取組を適正に評価する。

高萩市立高萩小学校

## いじめとは

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◇ いじめにより、次のような疑いが認められる場合、これを「**重大事態**」という。

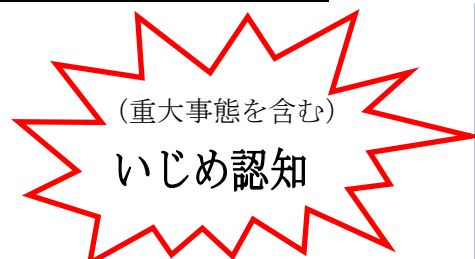
- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた。
- ② 相当の期間（年間30日）、学校を欠席することを余儀なくされている。

## いじめの基本認識

教師が持つべきいじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 取組のための組織



校長・教頭  
生徒指導主事・学年主任

## いじめ防止対策委員会

- 開催：月例の企画会の中で  
構成：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭  
内容：① 未然防止の取組  
② 早期発見の取組  
③ アンケートの実施と結果報告  
④ 各学年・学級の状況報告

## いじめ問題対策会議

- 開催日：いじめを認知した時点で速やかに招集し、事態収束まで継続する。
- 構成：全職員
- 内容
  - ① 事実関係の正確な調査・把握と教育委員会への報告
  - ② 被害者、加害者又は全体に対する具体的な指導方針の検討
  - ③ 保護者との連携に立ったいじめの解決に向けた指導の推進
  - ④ 関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）と連携しいじめの解決に向けた指導の推進

## いじめの未然防止に向けて

### 1 生徒指導の三つの機能を生かした教育活動

- ① 自己存在感を与える
- ② 共感的な人間関係を育成する
- ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

### 2 道徳教育・人権教育の充実（「ネットいじめ」対策を含む）

- ① 人権意識の高揚，自己有用感を高める道徳授業の実践
- ② 「私たちの道徳」の活用
- ③ 携帯電話，インターネット等の情報モラルの指導と保護者との連携（家庭でのルール作りの推進）

- 発信した情報は，多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は，特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれること
- 書き込みが原因で，思わぬトラブルを招き，被害者の自殺だけでなく，傷害などの別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流した情報は，簡単には回収できないこと

### 3 心の居場所となる学級づくり

- ① 学級全員の思いや願いが込められた「学級目標」の設定
- ② 構成的グループエンカウンター等を活用した人間関係づくり
- ③ QUTテストの活用

### 4 児童集会の充実

- ① 児童の創意工夫を生かした運動会，児童集会等の開催
- ② 児童会を主体とした「いじめノックアウトフォーラム」の実施

### 5 いじめ防止研修会の実施

- ① 市及び県主催研修会の伝達研修
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師とした研修会の実施

## いじめの早期発見に向けて

### 1 相談体制の充実 ～ 気軽に相談できる雰囲気づくり ～

- ① 生徒指導（教育相談）部員会の開催（週1回），SC・SSの参画
- ② 定期面談，呼び掛け相談の計画的な実施
- ③ 自主来談，呼び掛け相談の他，SCやSS等が学習や生活に入って生徒を直接に観察・支援

### 2 小さなサインを見逃さない ～ 生徒がいるところには，先生がいる ～

- ・ ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から的確に関わりを持つ。

### 3 アンケート調査による実態の把握

- ・ アンケート調査を年3回実施

### 4 保護者との連携

- ・ 各種通信（学校，学年，学級），HP等を通して，保護者の学級への関心を高める。
- ・ 定期開催のPTA役員会・運営委員会，学級懇談会等で情報提供する。
- ・ 保護者に対し，児童のパソコンや携帯電話，スマートフォン等の使用に係る管理責任についての自覚を促し，保護者と学校が一体となって児童を見守る。

## 5 警察等，関係機関との連携

### いじめに対する措置

#### いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ問題対策会議」を招集する。
- いじめられた児童を徹底して守り通す。
- 見守る体制を整備する。(登下校，休み時間，清掃時)

#### 正確な実態把握

- 当事者双方，周囲の生徒から聴き取り，記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し，正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず，いじめ全体を把握する。

#### 指導体制，方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- 全ての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を適切に行う。
- 教育委員会，関係機関との連携を図る。

#### 児童への指導・支援

- いじめられた児童を保護し，心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に，相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で，「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

#### 保護者との連携

- 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し，事実関係を直接伝える。
- 学校の方針を伝え，今後の対応について協議する。
- 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

#### 今後の対応

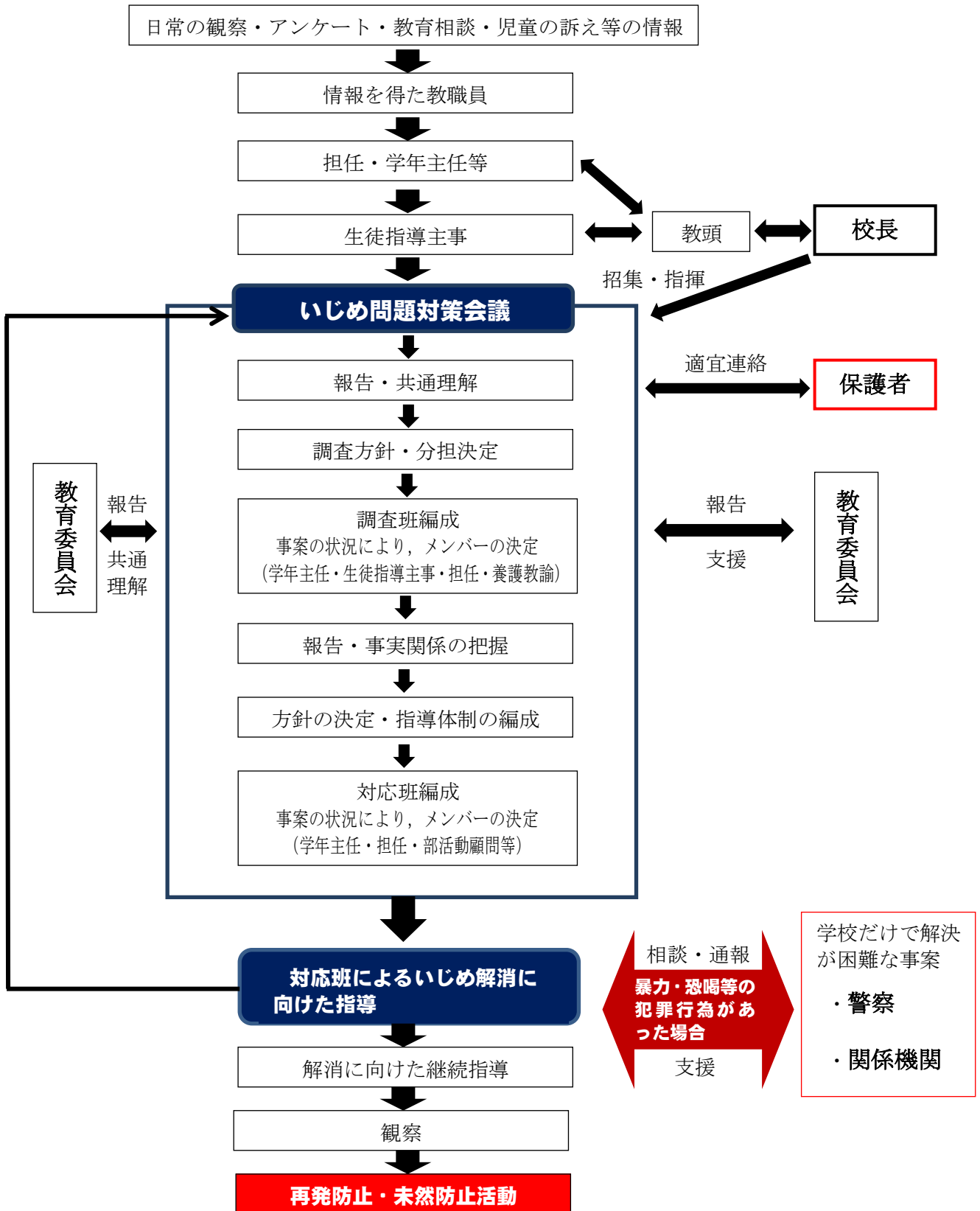
- 継続的に指導や支援を行う。
- SC，SS等の活用も含め，心のケアに当たる。
- 心の教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。

#### 把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじているのか? . . . . . 加害者と被害者
- ◆ いつ，どこで起こったのか? . . . . . 時間と場所
- ◆ どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? . . . . . 態様と内容
- ◆ いじめのきっかけは何か? . . . . . 背景と原因
- ◆ いつ頃から，どのくらい続いているのか? . . . . . 時期と期間

※ 児童の個人情報には，その取扱いに十分注意する。

## いじめが起こった場合の学校全体の取組



- ※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ※ いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまで、その日のうちに対応することを基本とする。

# 重大事態への対応

## 【 学校 】 重大事態の発生

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
…… 児童が傷害を受けた場合や自殺を企図した場合等  
金品等に重大な被害を被った場合や精神性の疾患を発症した場合
  - 「相当の期間（年間 30 日）、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」  
…… 児童の出欠状況に一定期間連続して変調がある場合等
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき

### 学校を調査主体とした場合

- ◇ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置  
※ 第三者委員会
- ◇ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施  
※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。  
※たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。  
※これまでに学校が先行して調査している場合も、必要に応じ、調査資料の再分析や新たな調査を行う。
- ◇ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供  
※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。  
※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、個人情報の保護を盾にいたずらに説明を怠ることがあってはならない。  
※調査に先立ち、実施するアンケートの趣旨等について、児童や保護者に説明する等の措置が必要。
- ◇ 調査結果を教育委員会に報告  
※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ◇ 調査結果を踏まえた必要な措置

報告

教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力

指導・支援

教育委員会

警察